



国際ロータリー 2019-2020 年度 前橋北ロータリークラブ会報



2019年 7月 29日 第 1655 回

会長 湯澤晃 幹事 廣木晴久
会場監督 井上委員

◇点鐘 会長
◇歌 四つのテスト

◇出席率 69.23 %
◇前々回出席率 75.00%

◇お客様紹介 米山奨学生 雷 暁 さん

◇新会員入会式



丸山秀行会員

事業所 (株)リードプランニング



橋本政美会員

事業所 (株)東和銀行

◇ニコニコBOX

大國勉会員…娘がそろって2人で元気な顔を見せてくれた。娘といっても60過ぎだが…私は80過ぎ
下田一成会員…昨日、群馬県中学校総体ソフトテニス大会女子団体で優勝しました。これから個人戦の応援に行ってきます
大門龍一会員…全国少年少女レスリング大会において3位入賞者を出すことができました。
相原佳寛会員…育英高校甲子園出場おめでとうござ

います。先日コンペは最下位でした。
塚田憲利会員…前橋育英高校野球部甲子園出場おめでとうございます。ミナミでお祝い出来たらうれしいです。ついでに先日のコンペは準優勝をしました。
小和瀬健会員…前橋育英高校優勝(甲子園出場)おめでとうございます。大阪でお祝いしましょう。
川口武志会員…育英高校野球部優勝おめでとうございます。
富岡政明会員…甲子園出場おめでとう。
上村哲郎会員…前橋育英4期連続夏の甲子園出場おめでとうございます。群馬県民に感動をいっぱいください。応援しています。
角張智之会員…育英、甲子園出場おめでとうございます。
三輪田聡会員…前橋育英高校甲子園出場おめでとうございます。
廣山武雄会員…育英、優勝おめでとう!

◇幹事報告 廣木幹事 持回り理事会

◇委員会報告 野球部 ゴルフ部 大島会員

◇会長の時間「逮捕」

今日は皆さん普段から耳している刑事事件の手続きについて若干説明させていただきます。

皆さん、逮捕という言葉は聞いた事あると思いますが、もちろん「逮捕」という言葉は法律用語にもあります。「刑事訴訟法」という法律に載っております。逮捕というのは当然、犯罪行為を行った人が逮捕され身柄を拘束されます。皆さん、逮捕にはどうゆう種類があるかご存知でしょうか?

いわゆる「普通の逮捕」は逮捕状という令状が出され、それに基づいて逮捕されます。

そして「緊急逮捕」というのがあります。急速を要する場合に逮捕状なしで逮捕する。

それからもう一つは「現行犯逮捕」というのがあります。これは逮捕状なしで、現場で犯罪を行っているのが分かった時、その場で逮捕するの

が現行犯逮捕です。

では逮捕は誰がするのでしょうか? 通常は警察官、それから意外に知られてないんですが検察官も逮捕が出来ます。そして実は皆さん方も逮捕することが出来ます。普通の犯罪者を。これは現行犯逮捕の場合には皆さんも実は目の前に犯罪者がいる場合に逮捕が出来ます。意外に知られておりませんが、例えば、飲み屋で暴れている人が居た場合には暴行罪とか傷害罪で逮捕できなくはないという事になります。

逮捕された場合のその後の手続きは、警察官が逮捕した場合には48時間以内、つまり2日以内に検察官にその逮捕した人間を引き渡さす事になっています。そして48時間以内に引き渡しを検察官が受けた場合には、そこから24時間以内に「勾留」という手続きを取ります。

つまり逮捕されてから72時間、3日以内に拘留手続きが取られるという事になります。

「勾留」しない場合には当然、釈放しなければなりません。逮捕状は実は裁判官が出します。つまり逮捕状で逮捕する時は必ず検察官は裁判所に行って裁判官に逮捕状の提出をお願いして逮捕状を出してもらいます。少し話は戻りましたが、勾留の請求をした場合には裁判官勾留の手続きを行います。原則10日間勾留を検討して勾留状を請求し、勾留状に基づいて身柄を拘束し10日間の間に捜査をします。「勾留」の期間は簡単に言うと警察官又は検事はその事件の証拠を集めたり調べたりする期間になります。従って当然、逮捕された人、それから被害者の方からも事情聴取をします。場合によっては現場に行って現場の犯行状況を再現し、写真に収めたりする事もあります。

ちなみに逮捕された親族の方が、逮捕された方の面会行く時には必ず警察官が立ち会います。TVで出てくるような留置場の面会所でアクリルのガラスみたいな所に穴がいっぱい開いているところを通じて話をします

平成10年の古いデータでは犯罪件数で100万件以上、警察に犯罪として認知されておりますが起訴されるのはそのうちの4分の1、25万件。残りの63万件は不起訴。つまり逮捕して捜査をしても最終的には起訴できず刑事事件にならない。これは何故かと言いますと1つは犯罪行為が警察とか検察に認知されたとしても裁判をやるまでもない、微罪処分といいます。そういう形で釈放されるケースも結構あります。実際に裁判にかけられるのは本当に4分の1程度という事になります。しかも、その4分

逮捕された方は、この10日間の勾留期間中、通常は警察署の留置場に留置されます。

皆さん手錠をかけられているシーンをご覧になった事があると思いますが手錠をかけられるのは警察署から出る時に手錠をかけます。当然、留置所の中にいる時は、手錠はかけておりません。そして検察官はこの10日の間に証拠を集めて起訴するかどうかを判断します。10日間というのはかなり短い期間で場合によっては延長でさらに3日~5日間。原則は20日間勾留できる事になります。逮捕されると最初の段階から23日間警察署に留め置かれる事になります。弁護士は逮捕された直後から面会はもちろん出来ます。場合によっては、我々弁護士は足しげく通って捜査状況を聞いて今後の見通を立てます。さらに我々弁護士は立ち会いなしでお話が出来るという事になります。

の1の25万件の内15万件は略式起訴と言います。いわゆる罰金刑なので、実は起訴と同時に釈放されます。結果、全国で裁判になるのは9万件強という事になります。

後もう一つは言葉の問題ですが、皆さん「容疑者」という言葉を聞いた事あると思いますが、これは法律用語ではありません。皆さん、被疑者、被告人という言葉をお聞きになったことがあると思います。これは何が違うのかと言うと、先ほど申し上げました、起訴される前の段階の捕まった方、あるいは疑いをかけられている方の事を「被疑者」と言います。起訴された後、裁判によつて決まった後は被告人と呼ばれます。そこを意識して今後、ニュースなど見ていただければと思います。戸所先生がいるのでちょっと(^-^; やりづらかったりしました。

勾留…判決を受けるまでの被疑者・被告人を拘束すること

拘留…刑事施設に収監する刑罰のこと

◇会員卓話 相原佳寛会員

